

上野村告示第8号

上野農業振興地域整備計画の変更案の縦覧について

上野農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により告示し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の案に対して意見のある者は、上野村住民に限り意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書については、当該農業振興地域整備計画の変更を行なうときに、その要旨及び当該意見書の処理の結果を同法第12条第1項の規定により公告する。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に次により村にこれを申し出ることができる。

令和8年6月11日

上野村長 黒澤 八郎



1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

自 令和8年6月12日

至 令和8年7月13日

(2) 縦覧場所

群馬県多野郡上野村大字川和11番地

上野村役場 振興課

2 意見書の提出先

(1) 提出先

上野村役場 振興課

(2) 提出期限

令和8年7月13日(縦覧期間満了の日)

3 異議の申出先及び申出期限

(1) 申出先

上野村役場 振興課

(2) 申出期限

令和8年7月28日

(縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日後)